

和泉市公共施設マネジメント推進審議会規則

平成29年3月29日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市公共施設マネジメント推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担任意務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進及び進捗管理に関すること。
- (2) 公共施設等総合管理計画の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共施設マネジメントを推進する上で必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の定数の過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに

よる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公共施設マネジメント担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。